

月形町地域おこし協力隊（花の賑わい担当）募集要項

つきがたちょう
月形町は、北海道空知管内そらちの南西部を占める、樺戸郡最南端の人口約2,800人のまちです。北海道の主要都市である札幌市との距離は45kmで、車で約1時間の位置にあり、南東は岩見沢市、石狩川を隔てて美唄市に隣接しています。

明治14年、樺戸集治監（監獄）の設置とともに空知管内第1号の村として誕生し、基幹産業は稲作を中心とした農業で、他にメロン、スイカ、かぼちゃ、トマトなどの果菜のほか、切り花の産地でもあります。

月形町においても、北海道内各地域と同様に少子高齢化による人口減少が続いており、景気の低迷とともに地域の活力も減少している状況です。そんな中、令和2年のJR札沼線廃止を機に、地域に住む人々が10年後、20年後の「月形町」を誇れるように、地域一丸となって新たなまちづくりを進めております。観光拠点である「皆楽公園」エリアの活性化を推進し、更には同エリアの中核施設である「月形温泉」の大規模改修を行い、「道の駅」登録など、新たな機能を充実させることにより、観光誘客、交流人口の増加による賑わいの場の創出を目指しています。

その施策の一つとして、「花」をテーマとした活動を通して、地域振興に意欲ある人材を積極的に受け入れ、関係団体などと協力しながら、地域活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

この地域おこし協力隊の活動終了後、月形町内において就労又は起業して定住する意欲のある方々の応募をお待ちしています。

1 募集人員 2名

2 勤務地 月形町内

3 活動内容

以下の活動を実施します。

- (1) 道の駅（令和6年秋予定）登録を目指すなかでの「花のまち」PR業務
例）花き生産地のPR動画の製作、町民保養センター周辺のガーデン整備、イベント企画立案 など
- (2) 皆楽公園エリアの景観整備に関する業務
- (3) 「花」をテーマとしたイベント業務（自主的な企画、運営も含む）
- (4) 月形産の切り花を使用した加工品の商品開発、製造、販売

- 例) ふるさと納税返礼品、道の駅販売商品、その他町特産品づくり
- (5) 皆楽公園の水辺の植物などの情報収集業務
 - (6) SNSやYouTubeを活用した花き産地、皆楽公園、道の駅などの情報発信
 - (7) その他地域振興に関する活動

～月形町職員、月形農業協同組合、花き生産組合などの関係団体と連携しながらの活動を予定しています。なお、適性や希望などを考慮したうえで活動内容を調整します。

※「花き」: 観賞用に供される植物で、具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地域植物類をいいます。

4 募集対象

(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)から(9)までの要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市(条件不利地域は除く。)に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 既に他地域で「地域おこし協力隊員」として同一地域における活動が2年以上、かつ解職から1年以内であった方(ただし、委嘱を受ける前に月形町に住民票の異動を行っている場合は除く)
- (3) 花きの生産地に興味のある方
- (4) 小さな町のまちづくりに関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (5) 年齢22歳以上の方
- (6) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (7) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に自身で加入し、活動中に怪我等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方。
- (8) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、インターネット等)ができる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

5 任用形態及び期間

- (1) 勤務時間は、具体的な日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。活動計画を作成いただき、これに基づき活動内容や必要な日数、時間を町と調整したうえで活動に着手していただくことと

します。

(2) 月形町から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。

※町と雇用関係はなし

(3) 採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長3年間委嘱します。

(4) 採用予定時期、活動場所等をご相談ください。

6 待遇及び福利厚生等

(1) 報償の額は、月額264,000円（国民健康保険等自己負担分含む）となります。

(2) 雇用の形態ではなく、委嘱となります。健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用されません。

(3) 隊員としての活動実績が1年以上で条件を満たす場合、起業等支援補助金の交付を受けることができます。（1人につき100万円まで、10割補助、1年度限り）

(4) 活動状況、町の話、観光情報等を情報発信する際は個人のパソコン又はスマートフォン等を使用していただきます。

(5) 活動に支障のない範囲での副業は可能です。

7 月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付について

「3 活動内容」に記載のある活動を行うに当たり、月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱に基づき、活動に要する経費を上限200万円まで助成します。また、助成を受けるためには、町の審査がありますのでご注意ください。

(1) 委嘱期間中は、町が用意する住宅に入居していただき、家賃については助成金を交付します。ただし、入居手続きや家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費や町への転入に伴う交通費、引っ越し費用は助成金の対象外です。

(2) 地域おこし協力隊の活動に必要な車両は、自家用車（任意保険加入）の使用を基本としますが、自家用車を所有していない場合は、別途対応します。

(3) 活動に係る宿泊や移動などの旅費、外部人材の招へいに要する経費、住民や関係者との意見交換会や活動報告書等に要する経費、活動中に必要となる研修や資格取得等に要する経費、その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費等は助成金交付の対象となります。

(4) 備品（パソコン・カメラなど）の購入は助成金交付の対象となりません。ただし、賃貸借（リース）の場合は助成金交付の対象となります。

8 サポート体制 企画振興課に相談担当者を配置します。

9 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 月形町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 現在の住民票の写し（1か月以内のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（両面）
- ④ 健康診断書
- ⑤ 傷害保険証券写し

(2) 提出方法 郵送若しくは持参

(3) お問い合わせ先・提出先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町役場 企画振興課地域振興係

TEL0126-53-2325 FAX0126-53-4373

E-mail chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

10 選考

(1) 第1次選考

書類受付後、書類審査をし結果を2週間以内に選考結果を文書等で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施します。日程、場所等の詳細は、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考通知

選考結果は、速やかに第2次選考対象者全員に通知します。

(4) その他

- ① 応募にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。提出された書類は返却しません。
- ② 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- ③ 提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。